

高次脳機能障害と自動車運転 ガイドブック

● 発行・お問合せ先

社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団
名古屋市総合リハビリテーションセンター

URL <https://www.nagoya-rehab.or.jp>



なごや高次脳機能障害支援センター

TEL : 052-835-3814(直通)

● 協力

愛知県警察本部交通部 運転免許試験場
一般社団法人 愛知県作業療法士会



事業団公式マスコットキャラクター
りはみん

発行日：2022年4月【第1版】
2023年1月【第2刷】
2024年5月【第3刷】
2026年3月【第2版】

令和3年度リハビリテーション研究基金研究事業等助成対象事業



愛知県高次脳機能障害支援拠点機関
なごや高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害と自動車運転

自動車の運転は、仕事、買い物、レジャーなど生活を送る上で重要な移動手段のひとつです。便利な移動手段である一方で、人を危険にさらす凶器となるリスクを伴います。

安全な自動車の運転には「認知・予測・判断・操作」が求められ、**高次脳機能**が大きく関わります。

高次脳機能障害のある方の運転の再開には慎重な判断のもと、適切な手続きが求められます。

ここでは、高次脳機能障害とはどんな障害なのか、そして、高次脳機能障害のある方が自動車を運転するためにはどのような手続きが必要なのか、ご紹介します。



高次脳機能障害とは

脳外傷や脳血管疾患などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他認知機能の障害を「**高次脳機能障害**」と呼びます。

注意障害

- 集中力が続かない
- 同時に複数のことに注意がはらえない
- うっかりミス



記憶障害

- すぐに忘れる
- 新しい事を覚えられない



遂行機能障害

- 段取りが悪くなる
- 効率的に計画を立てることが難しい
- 物事を関連づけて考えることが難しい



社会的行動障害

- 自己主張が強くなる
- 我慢できない
- 些細なことでイライラする
- やる気が出なくなる



脳の損傷場所や大きさによって症状や重症度には個人差があります。

高次脳機能障害による運転への影響

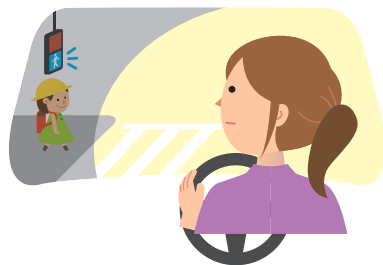
運転に集中できない

- 会話やラジオに気を取られてしまう
- 歩行者や信号、標識など同時に注意をはらうことができない



見落としてしまう

- 視力や視野に問題がなくても、見えている空間を認識できず見落としてしまう
- 車線をはみ出して走行する
- 車体の左（右）側をこする



臨機応変な対応が難しい

- 工事中や緊急車両が通る際など、臨機応変な判断・対応が難しい



イライラしてしまう

- 感情のコントロールが難しく、イライラしてしまう
- 乱暴な運転をしてしまう
- ルールを守らない車が許せず過剰な反応をしてしまう



高次脳機能障害による運転への影響

疲れやすい

- 易疲労性
- 特に長時間や交通量の多い道路での運転によって脳が疲れやすくなる



車線変更が難しい

- 他の車との間隔が掴みづらく、適切なタイミングで判断・操作することが難しくなる



状況説明がうまくできない (失語症)

- 事故やトラブルが起きた場合、通報や状況説明がうまくできない
- 道路標識や指示が理解できない



状況説明がうまくできない (記憶障害)

- 事故やトラブルが起きた場合、直前に起きた状況が正しく思い出せない
- 指示を忘れてしまう



病気と自動車運転免許制度

「一定の病気」に該当する方の自動車運転

道路交通法第66条では、

「**疲労、病気、薬物**の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と定められており、政令で定める「一定の病気」に該当する方が自動車運転をする場合、安全運転相談が必要となります。

政令で定められている「一定の病気」

- ① 統合失調症
 - ② てんかん
 - ③ 再発性の失神
 - ④ 無自覚性の低血糖
 - ⑤ そううつ病
 - ⑥ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
 - ⑦ その他の精神疾患
 - ⑧ 脳卒中
(高次脳機能障害、運動麻痺)
 - ⑨ 認知症
(その他高次脳機能障害)
 - ⑩ アルコール・覚醒剤等の中毒
- ※脳腫瘍、頭部外傷等は
⑨ 認知症の項目に含まれます。

適切な手続きを行わないことによる罰則の可能性

- 「一定の病気」に該当する場合、安全運転相談を受けずに運転をして違反や事故を起こしてしまった場合、通常の事故に比べて**重い罰則が適用**されたり、**保険の請求にも影響**することがあります。
- 医師に運転を控えるよう指示されているにも関わらず運転をし、重大な事故を起こしてしまった場合には**過失運転致死傷罪**もしくは**危険運転致死傷罪**に該当する可能性もあります。

病気と自動車運転免許制度

免許取得、更新時には一定の病気に関する質問票の提出義務があります

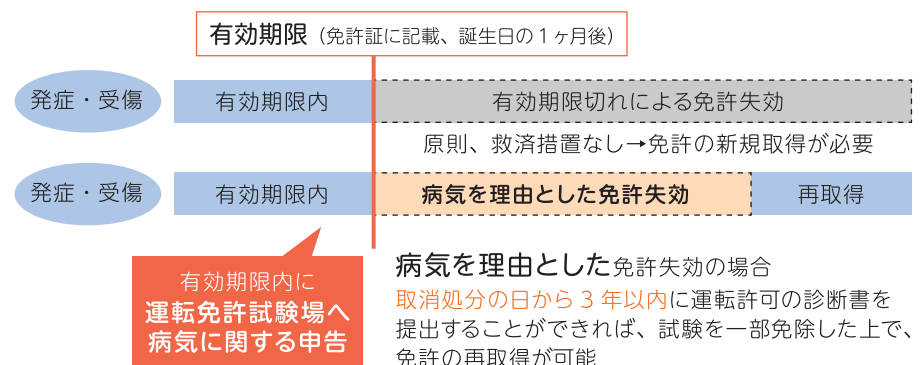
別記様式第十二の二(第十八条の二の二、第二十九条、第二十九条の二関係)

| 質問票 | |
|---|----------|
| 次の事項について、該当する口印をつけて回答してください。 | |
| 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | □はい □いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かなくなったことがある。 | □はい □いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数(週)が3回以上あったことがある。 | □はい □いいえ |
| 4 過去5年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返して、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | □はい □いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | □はい □いいえ |
| 愛知県公安委員会 殿 令和 年 月 日 | |
| 上記のとおり回答します。 氏名 | |
| (注意事項) 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は取り消し・停止されるものではありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続きできません。 | |
| 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。 | |

- 過去5年以内の病気を原因とした意識消失や運動麻痺、医師からの運転に関する助言について確認する質問票の回答が義務づけられています。
- 質問票に虚偽記載をした場合、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されます。

回答によって直ちに免許の取り消し・停止になるわけではありません。
正確に記載しましょう。

運転免許証の有効期限が切れる前に、必ず申告が必要です!



1. 相談をする

① 家族や周囲の人と相談する

- まずはご家族と運転の再開に関して話し合しましょう。ご本人の気持ちはもちろん、ご家族の考えも確認しましょう。



② 医療機関・かかりつけ医へ相談する

- 主治医に今後の運転に関する方向性を相談しましょう。運転再開には下記の条件を満たしている必要があります。

- 病気の再発のリスクが低く、症状が安定している
- 過去2年間でてんかん発作の既往がない（道路交通法施行令第33条の2）
- 視力・視野に障害がない
両眼で0.7以上、片眼で0.3以上
一眼の視力が0.3に満たない方、若しくは一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上



2. 検査・評価を受ける

① 神経心理学的検査

- 自動車運転に関連のある高次脳機能の検査を行います。個人の状況によっては身体機能の検査も行います。



② 運転技能評価

- ドライビングシミュレータや実際の車両等を使用して、安全な運転に必要な反応時間や危険場面に対する判断力、空間認知能力などを評価します。
- 運転技術ではなく、安全運転に影響する高次脳機能障害がないか評価します。
- 評価内容と評価機器は、個人の状況や評価を行う施設によって異なります。



運転再開までの流れ

3. 運転免許試験場の安全運転相談を受ける

①下記のいずれかへ電話

(時間帯によっては電話が混み合っている場合があります)

- **052-801-3211** 自動音声案内「3」「3」
052-951-1611 愛知県警察本部交換経由
#8080

受付時間：月～金(土・日・祝日および年末年始を除く)
9:00～17:00

医療機関からの指示で安全運転相談をしたい

質問に回答する

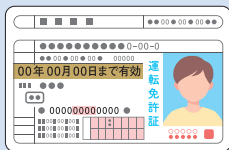
- 氏名、生年月日、病名、発症した日、症状を答えます。



②安全運転相談室へ行く(予約制)

持ち物

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
(交付を受けている方)



- 運動麻痺等の身体機能の状態を確認します。

②は
免除の場合も
あります。

③診断書用紙を受け取る

- ご病気によって
診断書の様式が異なります。
相談内容によって指定された診断書を
作成する必要があります。



運転再開までの流れ

4. 診断書を作成・提出する

①主治医へ診断書作成を依頼する

- 受け取った診断書を
医療機関へ提出し、
記載を依頼します。



②安全運転相談室へ診断書を提出する

- 主治医が記載した
診断書を、
安全運転相談室へ
提出します。



③手続き完了

- 診断書提出後、
運転免許試験場から
連絡がなければ
運転再開です。
(目安は1週間ほど)



運転の再開が決まったら

体調がよいことを確認して運転をしましょう

- 睡眠不足や疲れているときは、反応が遅れたり判断が鈍くなる可能性があります。思わぬ事故にならないよう、無理はしないようにしましょう。



決まった道、慣れた道を運転しましょう

- 複雑な交差点や車線変更が多い道は避け、見通しのよいシンプルなルートを中心にしましょう。



夜間や天候不良時はできるだけ運転を控えましょう

- 夕方から夜間などの暗所やライトの点灯により、昼間と見える景色が変わります。天候不良時は視界が悪くなるため、注意が必要です。



ながら運転はやめましょう

- 会話やラジオに気をとられてしまうことがあるため、刺激は最小限にしましょう。スマートフォンなどの通知もOFFにしてから運転しましょう。ながらスマホは違反です。



ドライブレコーダーなどの活用も検討しましょう

- 万が一の時に記録が残るため、状況説明の手助けになります。また、自動ブレーキなどの安全運転サポート車の利用も検討しましょう。

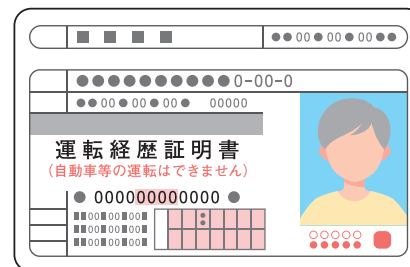


自主返納制度のご案内

運転免許証を自主返納することで受けられる特典があります。

運転経歴証明書

- 運転免許証に代わる公的な本人確認書類として利用可能です。
- 有効期限はなく、更新の必要がありません。
- 自主返納から5年以内に申請ができます。



運転経歴証明書によって受けられる特典

- 宅配スーパー利用料金の割引
- ドラッグストア割引
- 飲食店での飲食代金割引
- メガネ・サングラス・補聴器の割引
- 住宅購入時の割引
- 冠婚葬祭費用割引
- タクシー料金割引
- 自転車購入時の割引
- 銭湯利用料割引
- 娯楽施設利用料割引
- スポーツジム会員割引 など

自治体によって受けられるサービスは異なります。詳しくはお住まいの自治体へお問い合わせください。

運転を控えることとは

運転を控えることを決めた方の実際の声

● 60代男性 Aさん

2020年、64歳の時にくも膜下出血と脳梗塞により、左半身麻痺など様々な後遺症が残りました。

私の場合「不意に咄嗟の判断する動作が遅い」とか、「ふと気を緩めると少しの時間と思ってもかなり時間が経過してしまう」ことがありました。免許証の更新時期が近づいてきた時、この際だから思い切って免許証を返納しようと決心しました。

自分で車を運転できないと思うと寂しかったです。しかし、万が一交通事故を起こしたら大変な事になってしまうから、これで良かったと言い聞かせています。現在は、車の運転は妻や息子がしてくれます。感謝！

運転は出来なくなりましたが、リハビリの一環で歩いて外出する機会が増えて歩行も良くなり、初めは、バス停まで30分かかっていましたが、今は10分で歩けるようになりました！凄い！また、「大丈夫ですか」「座席代わりますね」と優しく声をかけて頂き、人の温かみを感じます。私はあの時免許を返納して本当によかったと思っています。

● 60代女性 Bさん

2006年、61歳の時に脳出血を発症しました。右半身麻痺と失語症の後遺症が残りました。20歳で運転免許を取得してから、40年間、区役所からの配達物を車で配達する仕事をしていました。

病後も「いつかは車の運転を…」と強く思っていました。そんなある日、同じ脳卒中障害者の知人が車を運転して事故を起こしました。とっさの判断ができず麻痺の方の足が動かなかったのが原因だと聞きました。私は、自分も車の運転は無理だと思い、辛いけど運転を諦めることにしました。

退院後、家族が通院のため車を運転してくれましたが、現在は公共交通機関を利用しています。バス停まで歩いて15分。毎回景色が変化します。犬の散歩をしている人、自転車に乗っている人、おしゃべりを楽しんでいる人など。用事ついでに名古屋や栄へ行ってお買い物、バス・地下鉄でどこでも行けます。今はこの生活が気に入っています。

● 50代男性 Cさん

脳梗塞になって、高次脳機能障害という診断を受け、1年半近くが過ぎようとしている。運動機能に問題はなかったが、当初は視野（右側）に欠損があり、横書きの言葉／文が読めず、数字の誤読も多かった。それでも次第に回復して、まず日本語の横書きが読めるようになり、その後、数字やアルファベットの誤読が減ってきた。視野の欠損も、かなり改善してきた。今では、日常生活を送る上で支障はない。

発病後、車の運転はしていない。当初は二度と乗るまいと思っていた。恐怖心もあった。最近は、「また運転できるかな」という感じもしてきた。今でも日々視野の回復を実感しており、いつか確信が持てるようになったら、その時点で慎重に判断しようと思っている。

運転を再開するとしても、専門機関の先生方のアドバイスに従い、慣れた下道だけにして、雨の日や夜の運転は避けようと思っている。自分自身の安全もさることながら、事故を起こして加害者になることは絶対に避けたい。

もともと車は好きだったのに、発病の少し前から運転が嫌になっていた。今は電車通勤で、歩くことを楽しんでいる。やはり車は便利なので、だいが先になるかもしれないが、本格的な自動運転が実現することを願っている。

MEMO

